

青森県立高等学校魅力づくり検討会議（第7回）資料

青森県立高等学校魅力づくり検討会議に  
おける検討結果について  
（検討結果報告書（案））

令和7年1月27日

青森県立高等学校魅力づくり検討会議



# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| はじめに.....                         | 1  |
| 第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方.....    | 2  |
| 1 高等学校教育を取り巻く現状.....              | 2  |
| 2 「魅力ある高等学校づくり」の視点.....           | 3  |
| 3 高等学校教育の方向性.....                 | 3  |
| (1) これからの時代に求められる力の育成.....        | 3  |
| (2) これからの時代に求められる人財の育成.....       | 3  |
| (3) 高等学校に求められること.....             | 4  |
| 第2 学校・学科の充実の方向性.....              | 5  |
| 1 これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり.....    | 5  |
| (1) 教育活動の更なる充実.....               | 5  |
| (2) 多様な主体との連携・協働.....             | 7  |
| 2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり..... | 9  |
| (1) 全日制課程.....                    | 9  |
| (2) 定時制課程・通信制課程.....              | 13 |
| 3 学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度.....        | 14 |
| (1) 中高一貫教育.....                   | 14 |
| (2) 全日制普通科単位制.....                | 14 |
| (3) 総合選択制.....                    | 15 |
| (4) コミュニティ・スクール.....              | 15 |
| (5) 入学者選抜制度.....                  | 15 |
| 第3 学校配置の方向性.....                  | 16 |
| 1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点.....     | 16 |
| (1) 高等学校教育を受ける機会の確保.....          | 16 |
| (2) 充実した教育環境の整備.....              | 16 |
| 2 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置.....        | 17 |
| (1) 全日制課程.....                    | 17 |
| (2) 定時制課程・通信制課程.....              | 19 |
| 3 学校配置と合わせて検討すべき事項.....           | 19 |
| (1) 再編の方法等.....                   | 19 |
| (2) 学級編制.....                     | 20 |
| (3) 通学手段の確保・通学支援.....             | 20 |
| 第4 地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり.....  | 21 |
| おわりに.....                         | 22 |

## はじめに

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、こどもたちが将来を見据えて社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められている。

また、国民一人一人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイング<sup>1</sup>の向上を図っていくことが求められている。

これらのことから、本県のこどもたちが変化し続ける社会に対応するために必要となる力を身に付け、未来を切り拓き、豊かな人生を送るとともに持続可能な社会の創り手となることができるよう、学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための「魅力ある高等学校づくり」を更に推進することが求められる。

このような背景の下、様々な分野の委員で構成された青森県立高等学校魅力づくり検討会議が令和5年5月に設置され、青森県教育委員会教育長から検討依頼を受けた令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について、約2年間にわたり、中・長期的な展望に立って審議・検討を重ねてきた。

本検討会議では、これまでの高等学校教育改革の成果や課題のほか、本県の強みや課題を踏まえつつ、こどもたちにとって「高等学校の魅力とは何か」「充実した教育環境とは何か」といったことを念頭に置きながら、本県の実情に即した県立高等学校の在り方を模索してきた。

本検討結果報告においては、こどもたちをまんやかに考え、将来を見据えた県立高等学校の在り方について提言している。

こどもたちは生まれてくる時代や場所を選ぶことができない。だからこそ、生まれ育った環境にかかわらず、未来を担う全てのこどもたちがふるさと青森を愛し、「青森県で学びたい」「青森県で学べて良かった」と思えるよう、より良い教育環境を整えることが、今を生きる我々の責務であると考えます。

県教育委員会におかれては、本検討結果報告の趣旨を十分に踏まえながら、本県として重点的に取り組むべきことは何かを改めて検討した上で、「魅力ある高等学校づくり」を更に推進するための諸施策に具体的に取り組むことを期待する。

---

<sup>1</sup> ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

# 第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方

## 1 高等学校教育を取り巻く現状

- 我が国においては、人口減少やグローバル化の進展、Society5.0<sup>2</sup>時代の到来等、社会の急激な変化に伴い、将来の予測が困難な時代となっており、教育の果たす役割がますます重要となっている。
- また、ほぼ全ての中学生が高等学校に進学しており、高等学校においては、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が一層多様化しているとともに、特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながるのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒が在籍しており、実態も多様化している。
- このような中、地理的状况や学校・課程・学科にかかわらず、生徒の多様なニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限に引き出す「多様性への対応」を図りつつ、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進めることが高等学校に求められている。
- 「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことにより、高等学校教育の一層の質の確保・向上、各校のスクール・ミッション<sup>3</sup>やスクール・ポリシー<sup>4</sup>を踏まえた特色ある教育活動の展開など、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現することが期待される。

<sup>2</sup> Society5.0：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、人工知能（AI）、ロボット等の先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく社会を指すもの。

<sup>3</sup> スクール・ミッション：各校に求められる役割や目指すべき学校像等を、県教育委員会において明確化したもの。

<sup>4</sup> スクール・ポリシー：スクール・ミッションに基づき、一貫性を持って教育活動を進めるため、各校において、育成すべき資質・能力、教育課程の編成及び実施、入学者の受入れに関する具体的な方針についてまとめたもの。

## 2 「魅力ある高等学校づくり」の視点

- これまでの高等学校教育改革の成果や課題のほか、本県及び各地域の実情等を踏まえるとともに、これまでの常識にとらわれない新たな視点も取り入れながら、将来の高等学校の在り方を見据えた「青森県ならではの高等学校教育改革」を進めていく必要がある。
- 生徒がこれからの時代に求められる力を身に付け、夢や志の実現に向けて主体的に取り組んでいけるよう、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となり、きめ細かに支援することができる環境づくりを進める必要がある。こうした環境づくりに当たっては、教員がゆとりを持ち、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるような配慮が必要である。

## 3 高等学校教育の方向性

### （１）これからの時代に求められる力の育成

- 知・徳・体の調和のとれた生きる力や主体性、コミュニケーション能力、自己肯定感、多様性を尊重する心、郷土を愛する心は、時代が変化する中であっても、引き続き、全ての生徒が身に付ける必要がある。
- このような力に加え、主体的に未来を切り拓く力や課題発見・解決する力、大志を抱き世界へ挑戦する心、地域を支える心等、生徒の夢や志に応じた力の育成が必要である。
- また、変化に対応する柔軟性や新たな時代をつくる創造性等、急激に変化する社会において求められる力の育成も必要である。

### （２）これからの時代に求められる人財<sup>5</sup>の育成

- 本県や各地域の強み、各校の特色を生かした教育活動を推進し、これからの時代に求められる力を身に付けた、「青森県や地域の発展に貢献できる人財」「社会を牽引できる人財」「職業の多様化に対応できる人財」等を育成する必要がある。

<sup>5</sup> 人財：青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）』」であるという基本的な考えから、「人」「人材」などを「人財」と表している。

### (3) 高等学校に求められること

- 全ての生徒が安心して学べる環境づくりが必要である。
- 生まれ育った環境にかかわらず、一定の水準を満たした教育や、誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供することで、生徒のウェルビーイングの実現を目指す必要がある。
- 各校の特色を生かすとともに、高等学校間や学科間の連携のほか、小・中学校、特別支援学校、大学、地域、関係機関等の多様な主体と連携・協働し、授業や特別活動、部活動、地域活動等の教育活動全体で更なる魅力化を図る必要がある。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善等のカリキュラム・マネジメント<sup>6</sup>の適切な実施により、教育活動の充実を図る必要がある。
- 探究的な学びや学科横断的な学び、STEAM教育<sup>7</sup>等の充実が必要である。
- 本県の産業構造や生徒のニーズを踏まえるとともに、高等学校卒業後の進路も考慮しながら、魅力ある学校・学科とする必要がある。
- 学校・学科の魅力づくりに向け、各校の特色や役割に応じた教育制度の効果的な活用が必要である。

---

<sup>6</sup> カリキュラム・マネジメント：教育課程に基づき組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図ること。

<sup>7</sup> STEAM教育：各教科における学習を実社会の問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育であり、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材の養成を目指すもの。（Science、Technology、Engineering、Mathematicsに加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、それぞれの頭文字をとっている。）

## 第2 学校・学科の充実の方向性

### 1 これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や、誰一人取り残さないきめ細かな教育につなげていくため、特に、各校の特色を生かした取組の推進、ICTの活用、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応等、各校における教育活動の更なる充実を図る必要がある。
- また、高等学校間・学科間、小・中学校、特別支援学校、大学、地域、関係機関等、多様な主体が連携の目的を明確にし、各主体の特色と強みを生かした連携を更に進めることにより、各校における教育活動の深化を図る必要がある。
- 各校における教育活動全体の魅力づくりに向けたこれらの取組をより効果的に進めるためには、人的・予算的な対応が必要である。

#### (1) 教育活動の更なる充実

##### ① 各校の特色を生かした取組の推進

- 各校において、それぞれの実情に応じた特色化を推進し、県立高等学校全体の魅力化につなげていくため、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づいたカリキュラム・マネジメントを通して、教育活動の更なる充実を図る必要がある。併せて、小・中学生や保護者等に各校の魅力を広く情報発信する必要がある。
- また、国の動向や他県の事例等を参考にしながら、本県で既に実施されている特色ある取組の発展や、これまでの常識にとらわれない新たな取組の創出等、「青森県ならではの取組」を推進する必要がある。
- さらに、現在一部の高等学校で実施されている全国からの生徒募集について、県内の中学生の入試環境への影響や地域の意向も考慮しながら、新たな導入について検討する必要がある。

## ② ICTの活用による教育活動の充実

- これからの時代に求められる力を身に付けるための学びを生徒に提供することができるよう、ICTの活用等による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められている。
- このため、ICT環境の更なる充実を図り、ICTを活用した国内外の高等学校や大学、関係機関等との連携・協働体制を構築・強化した上で、対面指導と遠隔・オンライン教育を最適に組み合わせることが重要である。
- また、ICTの活用に係る実践的な教員研修の実施やICT支援員の配置・派遣等、教員の資質向上や専門スタッフの配置の充実を図る必要がある。
- なお、遠隔授業を実施する場合は、教科・科目の特性を考慮した上で、幅広い進路志望等に対応するため、生徒のニーズに応じた多様な教科・科目や、教員配置が困難な教科・科目を受講できる体制を整備することが必要である。

## ③ 特別な教育的支援を必要とする生徒への教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする生徒は増加傾向にあり、全ての高等学校において特別支援教育の視点を持った指導や個に応じた指導が求められる。
- このような状況の中、生徒一人一人にきめ細かな指導を行うため、各校における校内研修や、特別支援学校と連携した教員研修、特別支援学校との人事交流等、教員の資質向上や指導体制の更なる充実を図る必要がある。
- このほか、スクールカウンセラー<sup>8</sup>等の専門スタッフの配置の充実、教育支援センターや児童相談所等の関係機関との連携、高等学校内への特別支援学校の分教室の設置も考えられる。
- また、通級による指導<sup>9</sup>の実施校の拡充や、実施校で他校の希望する生徒を受け入れる「他校通級」、実施校を拠点として教員が巡回する「巡回通級」の実施等、通級による指導の充実を図る必要がある。
- さらに、不登校や別室登校の生徒が増加していることを踏まえ、こうした生徒が柔軟に学びを継続できるよう、ICTの活用等により教室以外でも学ぶことのできる機会を提供するなど、個に応じた指導の充実を図る必要がある。

---

<sup>8</sup> スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、生徒の生活上の問題や悩みに対する相談・カウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う専門スタッフ。

<sup>9</sup> 通級による指導：高校等の通常の学級に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のこと。

## (2) 多様な主体との連携・協働

### ① 高等学校間・学科間の連携

- 県全体の教育の質の確保・向上のため、重点校<sup>10</sup>・拠点校<sup>11</sup>が中核となって各校と連携し、多様な他者との交流による生徒の成長や、教員の指導方法等の共有による教員の資質向上につながるなど、一定の成果が上がっている一方で、学校間のニーズが一致する取組が難しいなどの課題もある。
- このため、各校や各学科の実情に応じた効果的な方法での連携を推進し、県全体の教育の質の更なる向上を図る必要がある。
- 今後は、各校や各学科が共通して取り組むテーマや分野等に応じて、それぞれの特色ある教育活動の成果を共有し、各校の特色ある学びの更なる深化を図るなど、これまでの枠組みにとらわれない各地区や県全体の高等学校間・学科間の連携を推進する必要がある。

### ② 異なる校種間の連携

- 小・中学校との合同行事や学習指導の取組等の異年齢交流は、高校生の自己有用感や郷土愛の醸成につながるほか、小・中学生にとっても教育的効果が高いなど、高校生と小・中学生の双方に好影響を与えている一方で、連携の主体や目的が不明確である場合、十分な効果が得られないという課題もある。
- このため、連携の主体や目的を明確にし、キャリア教育や探究活動等の推進を図るなど、小・中学校との一層の連携を図る必要がある。
- また、大学等との連携により、高等学校段階から高いレベルの教育・研究等に触れることができるという効果がある一方で、移動の負担が生じることや進学後の単位としての認定が難しいなどの課題もあり、実用的で実質的な連携による更なる取組の充実が求められる。
- このため、大学等からの遠隔・オンライン教育の実施や、高等学校以外での学修を単位認定できるようにする仕組みづくり等、大学等との連携を更に推進する必要がある。

---

<sup>10</sup> 重点校：各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、普通科等において、今後求められる人財の育成に向けた探究活動等の特色ある教育活動の中核的役割を担う学校として配置している。選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、1学年当たり6学級（240人）以上の規模を標準としている。

<sup>11</sup> 拠点校：各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各学科の学習の拠点としての役割を担う学校として配置している。特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準としている。

### ③ 地域や関係機関等との連携

- より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働により「社会に開かれた教育課程」を実現していくことが求められている。
- また、地域や関係機関等との連携により、自己の在り方・生き方のイメージを持たせることで将来に向けた学びにつながるとともに、郷土愛の醸成が期待できる。
- このため、教育活動の充実に向けた地域や関係機関等との連携・協働体制を構築・強化するとともに、各校や地域の実情を踏まえながら、地域等について理解を深める学習や地域課題の発見・解決に取り組む活動を行うなど、地域や関係機関等との連携・協働を推進する必要がある。
- なお、連携・協働の推進に当たっては、地域や関係機関等との連携を担うコーディネーターを配置するとともに、研修等を通してコーディネート機能の充実を図る必要がある。

## 2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり

- 生徒の進路志望の多様化への対応とともに、グローバル化や情報化等、高等学校教育を取り巻く環境の変化や本県の産業構造の変化等への対応が求められており、常に知識・技術を刷新し続けることができるよう、その土台となる基礎的・基本的な知識・技術の習得が必要である。
- また、探究的な学びや学科横断的な学び、STEAM教育等、新たな時代を見据えた学びを提供するため、中学生や保護者のニーズ等を踏まえながら、生徒数の減少も見据え、柔軟な教育課程の編成やコースの設置を含めた各学科等の更なる充実のほか、改編・新設について検討する必要がある。
- さらに、生徒の学習意欲の向上につなげていくため、各学科等の魅力向上と情報発信、知識・技術の高度化に対応した教員の資質向上、本県産業の方向性を踏まえた地域や企業等との連携が必要である。

### (1) 全日制課程

#### ① 普通科等

##### ア 普通科

- 大学等への進学から就職まで幅広い進路志望に対応している一方で、教育内容が画一的・均質的になりやすい。
- このため、各校の教育資源や強みを生かしながら、特色化や魅力化を図る必要がある。
- 特色化や魅力化に当たっては、コースの設置や外部人材の活用、地域や関係機関等との連携により教育活動の充実を図るとともに、普通科改革<sup>12</sup>を踏まえた新たな学科の設置についても検討する必要がある。
- また、基礎・基本の定着や日々の授業の充実を図るとともに、高度な学びや多様な選択科目の設定等、特色ある教育課程を編成する必要がある。

##### イ 理数科

- 理数分野における探究活動等の特色ある学びを通して、理数系人財を輩出しているものの、普通科の理系との差別化等、理数科の更なる特色化を図ることが求められる。また、データサイエンス・AIの基礎となる理数分野の素養や科学的リテラシーを身に付けた理数系人財の育成が求められている。

<sup>12</sup> 普通科改革：「普通教育を主とする学科」の弾力化のこと。令和3年3月31日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等により、高等学校等の特色化・魅力化に向けて、「普通教育を主とする学科」として「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」等の普通科以外の学科が設置可能となった。

- このため、大学や研究機関等と連携した高度な学びやスーパーサイエンスハイスクール<sup>13</sup>における取組を発展させた学び等、理数分野に特化した学びを提供する必要がある。

## ウ グローバル探究科

- これまで外国語科においては、英語とロシア語の学びや国際交流を通して、語学力やコミュニケーション能力の向上が図られてきたが、語学力のみならず、更なるグローバル化に対応できる国際的素養を身に付けたグローバル人材を育成するため、令和6年度にグローバル探究科に改編された。
- このことを踏まえ、グローバルな視点による探究的・実践的な学びや、多様な文化や価値観を持った他者との協働的な学びを展開する必要がある。

## エ スポーツ科学科

- スポーツに関する専門科目や実習、多様な他者とのスポーツを通じた交流を通して、専門性を高めるだけでなく、豊かな心や自律心、協調性等を育成し、大学進学をはじめ、スポーツトレーナーや医療・福祉関係、栄養関係等、スポーツ関連の様々な方面に人材を輩出している一方で、より幅広い進路志向への対応が求められる。
- このため、スポーツが社会の活性化や共生社会の実現に寄与していることを踏まえ、スポーツを「する」だけでなく、「みる、支える、知る」といった多様なスポーツとの関わり方の視点に立った学びが必要である。
- また、柔軟な教育課程の編成や外部人材の活用等も必要である。

## オ 表現科

- 表現や演劇、舞台芸術等に関する専門科目や、外部人材を活用したワークショップ等の表現に関する多様な学びを通して、コミュニケーション能力や表現力を育成しており、表現や演劇等に関する分野だけでなく、幅広い分野の大学等へ進学するなど、多様な人材を輩出している一方で、表現力が様々な分野で必要とされる力であることが中学生や保護者等に十分に理解されていない。
- このため、表現について幅広く学ぶ機会を増やしながら、生徒の進路志向の実現につなげるとともに、積極的に情報発信を行う必要がある。

---

<sup>13</sup> スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、文部科学省が指定した理数系教育に重点を置いた高等学校。

## ② 職業教育を主とする専門学科

### ア 農業科

- 実践的な学びや課題解決型の学び、地域での学び等を通して、就農者や農業関連分野への就職者、農業系大学等への進学者等、農業の様々な分野で必要とされる知識・技術を身に付けた人財を育成している一方で、農業を取り巻く環境の変化への対応が求められるほか、生徒数や教員数の減少に伴い、農地・施設の管理・運営が困難となっている。
- このため、外部人材や関係機関等の地域の教育資源の活用等により、農業の幅広い分野の学びを展開するとともに、高等学校間・学科間の連携や関係機関等との連携を図りながら、スマート農業等、農業を取り巻く環境の変化に対応した学びを推進する必要がある。
- また、生徒数や教員数が減少する中であっても、引き続き充実した実習を行うため、農地・施設の管理・運営の在り方について検討する必要がある。

### イ 工業科

- 地域や関係機関等と連携した実習や課題研究等のものづくりを柱とした学びを通して、工業技術の基礎・基本のみならず、人間力や実践力、先を見通す力等を身に付けた技術者を育成している一方で、工業を取り巻く環境の変化への対応が求められる。
- このため、基礎学力や基礎的・基本的な技術を身に付け、最先端の知識・技術に触れることで学び続ける意欲を持つことができるよう、地域や企業、大学等と連携しながら、技術の高度化や情報技術の発展等、社会の変化に対応した学びを推進する必要がある。

### ウ 商業科

- 商業の学習分野であるマーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報の4分野に関する学習や、まちづくりをテーマとした研究等の様々な実践や体験を通して、課題発見・解決する力やチャレンジする力等の実践力を育成している一方で、商業科の学習内容が中学生や保護者等に十分に理解されていない。
- このような状況の中、経済のグローバル化やICTの急速な進展等も踏まえ、商業の4分野に関する科目を幅広く開設するとともに、地域や企業等と連携しながら、グローバル社会における国際ビジネスの進展等、社会の変化を見据えた学びを推進するほか、積極的に情報発信を行う必要がある。

## エ 水産科

- 漁業、航海、食品製造、船用機関等に関する学習や実習等を通して、漁業従事者、食品加工及び船舶機関の専門家等、将来の水産関連のスペシャリストや本県の水産業を担う人財を輩出している一方で、水産業の6次産業化・技術革新等、水産業を取り巻く環境の変化への対応が求められる。
- このため、水産業の果たす役割や魅力を踏まえた学びを提供するとともに、「つくり育てる漁業」を含めた水産業界が抱える課題の解決や水産業の活性化に向け、地域や企業、研究機関等と一体となった学びを推進する必要がある。
- 専攻科においては、海技士<sup>14</sup>（航海・機関）等の人財を引き続き育成する必要がある。

## オ 家庭科

- 生活と福祉、服飾文化、調理等に関する学習や実習等を通して、専門的な知識・技術を身に付け、食や福祉、服飾等に関連する様々な方面に人財を輩出しているが、本県や地域の課題解決に寄与できる人財の育成が一層求められる。
- このような状況の中、少子高齢化やライフスタイルの多様化等も踏まえ、外部人材や関係機関等の地域の教育資源を活用しながら、食や福祉、服飾等の専門分野の特色ある学びを提供するとともに、他学科との連携の推進により学びの深化を図る必要がある。

## カ 看護科

- 看護に関する学習や実習等を通して、看護人財を数多く輩出している一方で、専攻科では取得できない保健師や助産師の資格、看護科の教員免許の取得を目指す生徒もあり、看護の学びを生かした幅広い進路志望の実現を支援することが求められる。
- このような状況の中、医療を取り巻く環境の変化も踏まえ、大学や関係機関等と連携しながら、少子高齢化や医療的ケア児の増加等の社会の変化に対応した学びを提供するとともに、引き続き、専攻科と一体となった5年一貫教育による看護師養成に取り組む必要がある。
- また、専攻科修了後の大学への円滑な接続に向け、高大連携の体制整備を進める必要がある。

---

<sup>14</sup> 海技士：「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定める大型船舶を運航するための資格を有する者。

### ③ 総合学科

- 総合学科は、普通科等及び職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として、共通教科から専門教科まで幅広く科目を開設し、生徒の能力や適性、興味・関心等に応じた教育活動を推進し、多様な進路志望に対応している。
- また、原則として全ての生徒が入学年次に履修する「産業社会と人間」を通して、高等学校卒業後の進路を含めた自己の在り方・生き方について考えることで、将来の見通しを持った系列<sup>15</sup>や科目の選択や職業観・勤労観の育成につながっている。
- 一方で、小規模化による系列の選択肢の減少が課題となっているほか、他の学科との差別化が求められる。
- これらのことから、中学校や大学、地域との連携を更に強化しながら、外部人材や関係機関等の地域の教育資源を積極的に活用し、多様な分野の学びを提供するとともに、本県の専門学科では学べない特色ある科目や系列を超えた選択科目を設定するなど、社会の変化や生徒のニーズに対応した魅力ある教育課程を編成し、総合学科としての特色を明確にする必要がある。

### (2) 定時制課程・通信制課程

- 定時制課程・通信制課程は、就業等のために全日制課程の高等学校に進学できない青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度として設けられたが、近年は、全日制課程からの転入学者・編入学者や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながるのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒のほか、自分のペースで学べることに魅力を感じ、定時制課程・通信制課程を積極的に選択する生徒が在籍しており、こうした生徒に広く高等学校教育を受ける機会を提供する役割が大きくなっている。
- 今後とも、このような役割を果たしながら、生徒の多様なニーズに対応するため、多様な選択科目を開設し、魅力ある教育課程を編成するなど、多様な学びを提供するとともに、関係機関等との連携や、スクールソーシャルワーカー<sup>16</sup>等の専門スタッフによる支援体制の強化等、生徒一人一人へのきめ細かな指導の充実を図る必要がある。
- 定時制課程においては、様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、募集人員を含めた午前部、午後部、夜間部それぞれの在り方について検討する必要がある。
- 通信制課程においては、通学が困難な生徒がスクーリングを受けやすい環境を整備するとともに、後期入学や年度中途の転入学・編入学に対応した体制を整備する必要がある。
- さらに、従来の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みにとらわれず、学習時間帯や教科・科目を柔軟に選択できる体制についても検討する必要がある。

<sup>15</sup> 系列：生徒の科目選択の参考となるように関連する科目をまとめたもの。

<sup>16</sup> スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識を活用し、様々な課題を抱える生徒を取り巻く環境に働きかけ、学校・家庭・地域の関係機関をつなぎ、課題解決に向けて支援する専門スタッフ。

### 3 学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度

- 教育制度の充実による学校・学科の魅力づくりに向け、生徒の多様なニーズや他県の事例等を踏まえるとともに、生徒数の減少も見据えながら、中高一貫教育や全日制普通科単位制、総合選択制、コミュニティ・スクール<sup>17</sup>等の教育制度を活用した教育内容の充実や情報発信、導入校の拡充や見直しを含めた今後の在り方について検討する必要がある。
- また、時代や社会の変化に対応するため、新たな教育制度の導入についても検討する必要がある。

#### (1) 中高一貫教育

- 併設型中高一貫教育では、中学校から高等学校までの6年間の計画的・継続的な指導やキャリア教育により、生徒の資質・能力を伸長しており、高い進学実績に結び付いている一方で、近年は受検者数の減少傾向や入学動機の多様化等の課題もある。
- このため、中高一貫教育校としての特色の明確化や魅力の発信、小学校等との連携等により、既導入校の更なる教育活動の充実や小学生・保護者等の理解促進を図る必要がある。
- 新たな設置については、これまでの効果や課題を検証し、周辺の市町村立中学校への影響や設置意義等を総合的に勘案した上で、判断する必要がある。設置する場合は、育成したい人財像を明確にする必要がある。
- 中等教育学校の新設や連携型中高一貫教育の導入については、他県における設置状況や本県におけるこれまでの導入事例等を検証した上で、併設型中高一貫教育校の新設への対応と併せて、検討する必要がある。

#### (2) 全日制普通科単位制

- 単位制は、生徒の興味・関心や進路志望に応じて科目を選択することができる制度であり、特色ある選択科目や生徒の進度に合わせた選択科目の設定等により、多様な学びが提供され、少人数指導も可能となっている。
- こうした主体的な科目選択が可能となる単位制のメリットを生かせるような指導・支援により、生徒の学習意欲を喚起する必要がある。
- また、幅広い選択科目の設定や文系・理系に分けない教育課程の編成、大学や関係機関等との連携による学修等により、生徒や地域のニーズに応じた多様な学びを提供したり、高い水準の学力を身に付けたりすることができるよう、新たな導入についても検討する必要がある。

<sup>17</sup> コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置する学校であり、学校運営に地域の声を積極的に生かしながら特色ある学校づくりを進めていくことを目指すもの。なお、文部科学省によると、高等学校における「地域」の捉え方として、学区や市町村などの行政区域で地域を限定するのではなく、各校の教育方針や教育活動の範囲に応じて柔軟に考えることが必要としている。

- なお、単位制の特性を考慮し、各校・各学科の役割や特長に応じて、普通科以外の学科に導入することも考えられる。

### （３）総合選択制

- 総合選択制は、複数の学科を有する高等学校において、所属する学科の学習を基本としながら、生徒の興味・関心や進路志望に応じて、学科の枠を超えて主体的に教科・科目を選択できる制度であり、職業選択の視野を広げ、幅広い進路志望への対応が可能となっている。
- 既導入校については、生徒の進路志望等に応じた多様な選択科目を設定するなど、更なる教育活動の充実を図る必要がある。
- 新たな導入については、これまでの成果や課題を検証し、学科の専門性を生かした教育活動の更なる充実に向けた在り方を検討した上で、判断する必要がある。

### （４）コミュニティ・スクール

- コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせ、教育環境の更なる充実に取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組みであり、各校がそれぞれの実情に応じた委員やコーディネーター等を確保しながら、地域の視点を取り入れ、地域と一体となった魅力ある高等学校づくりを進めていく必要がある。
- 新たな導入については、既導入校における取組状況等を踏まえ、各校の目的に応じた効果的な活用等を考慮しながら検討する必要がある。

### （５）入学者選抜制度

- 入学者選抜制度について、時代や社会の変化、中学生・保護者の高等学校選択におけるニーズ等を考慮しながら、選抜方法や実施時期、募集方法等、制度の在り方を検討していくことが望まれる。

## 第3 学校配置の方向性

### 1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点

- こどもの数が減少している中、一定の水準を満たした教育や、誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供することで、生徒のウェルビーイングの実現を目指す必要がある。
- また、生徒がこれからの時代に求められる力を身に付け、可能性及び能力を最大限に伸ばすることができる教育環境を提供する必要がある。
- これらのことを踏まえ、魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の検討に当たっては、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮する必要がある。

#### （1）高等学校教育を受ける機会の確保

- 全ての生徒が夢や志の実現に向けて高等学校を選択できるような環境づくりを進める必要がある。
- これまで地域と一体となった人財育成が進められてきたということを踏まえた学校配置とする必要がある。
- 地理的な要因等により高等学校への進学に支障が生じないように、通学環境への配慮が必要である。

#### （2）充実した教育環境の整備

- これからの時代に求められる人財の育成に向け、高等学校に求められる教育を提供できるよう、充実した教育環境を整備する必要がある。
- 特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒が増加していることを踏まえ、課程等にかかわらず、こうした様々な事情を抱えた生徒の多様な教育的ニーズへ対応する必要がある。
- 生徒数が減少していく中であっても、多様な他者との関わりを確保するため、高等学校間・学科間の連携や地域等との連携を更に推進し、高等学校教育の質の確保・向上を図る必要がある。

## 2 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置

- 「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮し、高等学校教育を取り巻く環境の変化や教育的ニーズの多様化を見据えながら、生徒の可能性及び能力を最大限に伸長するための教育環境を提供することができる魅力ある高等学校づくりを進めるため、中・長期的な視点で計画的な学校配置に取り組む必要がある。
- 計画的な学校配置に当たっては、第2で挙げられた「ICTの活用による教育活動の充実」や「多様な主体との連携・協働」の方向性を考慮しながら、次の方向性を踏まえる必要がある。

### (1) 全日制課程

#### ① 学校配置の考え方

- これまでは、学校規模の標準<sup>18</sup>等を踏まえた学校配置が進められてきたが、今後は、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移や産業動向、中学生のニーズ、地域の実情等を考慮し、大学進学や就職等幅広い進路選択に対応する高等学校、先進的な研究を实践する大学等を含む進学に対応する高等学校、実践的な職業教育に対応する高等学校等、様々な役割を担う高等学校を、生徒の通学環境に配慮しながら配置する必要がある。学校配置に当たっては、各校がそれぞれの役割に応じてより特色ある教育活動を実践することができる教育環境を提供する必要がある。

#### ② 学校規模

- 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針<sup>19</sup>（以下「基本方針」という。）では、生徒数が減少していく中であっても、生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することとし、学校規模の標準が定められている。
- 一方で、学校規模の標準を満たさない場合であっても、生徒一人一人に目が行き届いたきめ細かな指導や、地域と密着した様々な実体験を通じた学びの提供が可能となっている。
- これらのことから、各地区における学校配置の状況や学校・市町村・地域の実情、中学生のニーズ等を踏まえ、各地区に一定規模を有する高等学校を配置しながら、きめ細かな指導が受けられ、生徒の通学環境に配慮した小規模校も配置するなど、学校規模も特色の一つと捉え、地区内に多様な高等学校を配置する必要がある。

<sup>18</sup> 学校規模の標準：基本となる学校規模 …… 1学年当たり4学級以上

重点校の学校規模 …… 1学年当たり6学級以上

拠点校の学校規模 …… 一つの専門学科で1学年当たり4学級以上

<sup>19</sup> 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針：青森県立高等学校将来構想検討会議の答申を踏まえ、平成30年度からおおむね10年間の県立高等学校の在り方を示したもの。（平成28年8月策定・令和2年8月改定）

### ③ 小規模校の配置

- 生徒数が減少する中であっても、各地区における中学生の進路選択肢を確保するため、これまでも小規模校を配置してきたところであり、小規模校を希望する生徒にとって、小規模校はセーフティネットとしての役割や地域の未来を担う人財を育成する役割を果たしてきた。
- 一方で、小規模校では、大規模校に比べ多様な生徒との関わりが少なく、人間関係が固定化されやすいほか、教員数の減少による教科・科目の専門性の維持や生徒数の減少による学校単独での行事の実施が難しい場合もあること等が課題として挙げられる。
- これらのことを踏まえ、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮し、今後とも小規模校の配置に配慮するとともに、配置に当たっては、地域と密着した様々な実体験を通じた学びを行うなど、小規模校の特長を生かした教育活動を推進するほか、近隣の高等学校等との連携による合同授業や合同行事の実施、配信センターからの遠隔授業の実施、地域や関係機関等との共同事業体（コンソーシアム）の構築等、小規模校における教育活動の充実を図る必要がある。
- また、地域校<sup>20</sup>制度については、生徒の通学環境に配慮して高等学校が配置されている一方で、募集停止の基準に該当した場合は、地域や中学生等への影響が懸念される。
- しかし、高等学校教育の質の確保の観点からは、極端に生徒数が少なくなった場合の対応として、募集停止を検討することとなる具体的な基準を設定する必要がある。当該基準の設定に当たっては、現行の募集停止等の基準を維持するのではなく、在籍生徒数を判断基準に加えたり、学校の活性化に向けた取組期間を設定したりするなど、新たな視点による基準について検討する必要がある。協働的な学びを確保できるかという視点で人数を判断することも考えられる。
- さらに、地域の理解と協力を得ながら、学校と地域が一体となって教育活動を推進することができる体制を整備する必要がある。
- これらのことを踏まえ、通学環境に配慮した高等学校を配置するため、当該高等学校の配置基準を含めた制度の在り方を検討するとともに、学校と地域が一体となった教育活動を推進する必要がある。
- なお、募集停止をすることとなった場合の対応として、通学が困難となる生徒に対する通学手段の確保・通学支援等について検討する必要がある。

---

<sup>20</sup> 地域校：学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校であり、地域における通学状況を考慮した上で配置している。

## (2) 定時制課程・通信制課程

- 特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながるのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒のほか、自分のペースで学べることに魅力を感じ、定時制課程・通信制課程を積極的に選択する生徒の入学者数が増加傾向にある。また、全日制課程からの進路変更等に伴う転入学者・編入学者等も多く在籍している。
- こうした様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、現状の配置を継続し、全日制課程と合わせた学校配置を含め、拡充についても検討する必要がある。

## 3 学校配置と合わせて検討すべき事項

- 「魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置」の検討に当たっては、本県の産業動向等を踏まえるとともに、生徒の進路志望の多様化や高等学校教育を取り巻く環境の変化を見据えた再編の方法のほか、学級編制の在り方や生徒の通学手段の確保・通学支援等についても検討する必要がある。
- また、具体的な取組を進めるに当たっては、市町村や地域等からの理解を得られるよう取り組むとともに、市町村や地域等から協力を得ながら人的・予算的な対応についても考慮する必要がある。

## (1) 再編の方法等

- 教育環境の充実に向けた学校配置としては、学科の統合や異なる学科の高等学校の統合のほか、社会の変化を見据えた学びを提供できるような学科の設置、キャンパス制の導入、教育活動の充実に向けた中学校等との併設等が考えられる。
- 学科の統合や異なる学科の高等学校の統合に当たっては、これまで行ってきた統合の効果や課題を踏まえるとともに、地域の学校配置の状況も考慮しながら、各校・各学科の特色を生かしつつ新たな学びの創出が可能であるかといった観点でも検討する必要がある。
- また、本県の基幹産業に関する学科の学びを維持するため、単独校として配置することが難しい場合には、統合等により配置することも考えられる。

## (2) 学級編制

- 高等学校の学級編制は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律により、1学級の生徒数は40人を標準とすることとなっているが、本県では、普通科を有する一部の2学級規模の高等学校や、農業科・工業科・水産科を有する高等学校等において、少人数学級編制が実施されている。
- 少人数学級編制とすることで、多様な生徒への対応の充実につながるとともに、実習や課題研究において、危険を伴う作業等であっても教員の目が行き届き安全面において有効であるなど、きめ細かな指導が可能となっている。
- 今後は、少人数学級編制の効果的な実施に向けて、実施校における効果や課題等を検証するとともに、各校の特色を踏まえた学級編制や実施校の拡充について検討する必要がある。
- なお、少人数学級編制のほか、単位制の導入により、生徒の興味・関心や進路志望等に応じた選択科目を設定することで、少人数指導も可能となることを踏まえ、各校・各学科の特長に応じて、少人数学級編制の実施や単位制の導入を検討することも考えられる。

## (3) 通学手段の確保・通学支援

- 公共交通機関の利便性等の変化による生徒の通学環境への影響や、遠方から通学している生徒の通学時間及び通学費の負担等が課題となっている。
- このため、県と市町村や交通事業者等とが連携し、公共交通機関の増便やダイヤの改正、スクールバスの運行や寮の整備、通学費や下宿代の補助等、生徒の通学手段の確保・通学支援の充実に向けた対応を検討する必要がある。
- なお、通学手段の確保・通学支援に当たっては、地域公共交通への影響を考慮する必要がある。

## 第4 地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり

○ 生徒がこれからの時代に求められる力を身に付け、可能性及び能力を最大限に伸長することができる教育環境を提供するため、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となって魅力ある高等学校づくりを進めるとともに、地域等の理解と協力の下で、高等学校教育改革を進める必要がある。

- 「充実した教育環境の整備」と「各地域の実情への配慮」の2つの点に留意し、高等学校教育を推進するため、市町村等と緊密な連携を図るとともに、高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、実施計画が策定され、現在、魅力ある高等学校づくりに向けた取組が進められている。
- 今後も魅力ある高等学校づくりに向け、様々な機会を捉えて地域等の意見を伺いながら実施計画を策定する必要がある。
- 具体的には、市町村やPTA関係者等と意見交換する場を設定し、あらかじめ地区の具体的な学校配置等について意見を伺うとともに、実施計画等について、広く県民へ説明し意見を伺う場を設定したり、パブリック・コメントを実施したりする必要がある。
- また、統合を行う場合には、統合の対象となる高等学校の関係者等により、統合校の教育活動の充実に向けた検討を行う必要がある。

## おわりに

青森県立高等学校魅力づくり検討会議は、延べ38回にわたる会議（検討会議8回、第1分科会6回、第2分科会5回、地区部会19回）を開催し、多くの委員の知見を結集してきた。

この間、各市町村、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、PTA関係者、産業界関係者への意見聴取、県内13校の学校視察、高等学校教育に関する意識調査等を通して、本県高等学校教育の現状と課題の把握に努め、多角的な視点から審議・検討を重ねてきた。

また、「青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）」の公表の際には、地区懇談会や意見募集等を通して、広く御意見を伺うなど、多くの県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、約2年間にわたる審議・検討を経て、これから高等学校教育を受けるこどもたちにとって望ましい方向性について示すことができた。

この検討結果報告を踏まえ、県教育委員会において、令和10年度以降の県立高等学校教育改革の基本的な考え方を整理し、魅力ある高等学校づくりに向けた具体的な取組を推進することとなるが、検討結果報告の締めくくりとして以下の3つの点について言及したい。

第一に、各校における教育活動全体の魅力づくりに向けた人的・予算的な対応についてである。各校における教育活動の更なる充実を図るためには、各校の特色を生かした取組の推進、ICTの活用、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応等に加え、多様な主体との連携・協働が必要であることは前述のとおりであるが、こうした取組を進めるに当たっては、教員や専門スタッフの配置の充実、安定的かつ継続的な財源の確保等、人的・予算的な対応が必要不可欠である。県教育委員会には、各校が充実した教育活動を展開できるよう十分に支援していただきたい。

第二に、学校における働き方改革の推進についてである。教員は公教育の要であり、教職生涯を通じて学び続け、こどもたち一人一人の学びを最大限に引き出す役割を担っている。このため、教員が心身ともに充実した状態で、こどもたちと向き合うことのできる時間を十分に確保し、より効果的な教育活動を行うことができる環境を整備する必要がある。県教育委員会には、教員が自らの人間性や創造性を高め、能力や専門性を最大限に発揮し、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう、教員の業務の負担軽減を図るなど、学校における働き方改革の取組を加速していただきたい。

第三に、入学者選抜制度についてである。社会が急激に変化し、中学生の進路志望の多様化が進むなど、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえると、選抜方法や実施時期等を柔軟に変えるなど、中学生にとってより良い制度とするよう、入学者選抜制度の在り方を検討していただきたい。

以上３点に共通しているのは「こどもたちにより良い教育環境を整えたい」という我々の強い思いが前提となっていることである。教育についてはそれぞれの経験や考え方に基づく様々な意見があってしかるべきであり、本検討会議においても異なる角度から多様な意見があった。我々の「こどもたちのために」という思いは一致しており、このことは我々のみならず、県民一人一人が抱いている共通の思いであろう。

今後、更なる生徒数の減少が見込まれている中、魅力ある高等学校づくりに当たっては、高等学校が単独で充実した教育活動を展開していくには限界があり、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等が横断的かつ縦断的に連携することが必要不可欠である。本検討会議においても幾度となく話題に上がった「連携」は、魅力ある高等学校づくりを進める上でのキーワードとなり得るものであり、多様な主体との連携・協働を図りながら、県全体が一体となって魅力ある高等学校づくりに向けた取組を進めることが求められる。

県民の皆様の理解と協力を得ながら、本検討結果報告書の趣旨を踏まえた取組が進められ、本県高等学校教育のより一層の充実に資することを切に願っている。

最後に、審議に当たって御意見をいただいた市町村教育委員会教育長、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県商工会議所連合会、学校視察等で多大な御協力をいただいた各高等学校、地区懇談会や意見募集において御意見をお寄せくださった方々をはじめ、本検討会議の審議に御協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる敬意と感謝の念を表する。